

静岡県新文化施設運営準備業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う、静岡県新文化施設運営準備業務について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者による業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 業務名

静岡県新文化施設運営準備業務

3 委託期間

契約日から令和8年12月25日まで

4 契約限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

静岡県新文化施設運営準備業務委託に係る仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

単独の法人又は複数の法人による共同企業体であること。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員を1者選定すること。

単独の法人の場合は、公告日現在において、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす者であること。また、共同企業体の全ての構成員は、次の(4)～(8)に掲げる要件を全て満たすとともに、代表構成員は、(1)～(3)の要件を満たす者であること。

- (1) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、営業種目「調査」に競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 平成25年4月以降に、国又は地方公共団体等が発注した文化施設（博物館、美術館等社会教育施設をいう。以下同じ。）の運営にあつて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」（平成11年法律第117号）に基づくPFIによる事業手法（コンセッション方式）に係る事業者公募条件の設定やPFI法に基づく諸手続、必要な書類の作成等の支援をを目的とした業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (3) 本業務の業務担当者に、技術士（建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とするもの）又は一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、提出された企画提案書（別紙2により作成）等を、別に定める評価基準（別紙3）により、静岡県新文化施設運営準備業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和7年4月14日（月）	公告
令和7年4月21日（月）	参加表明書の提出期限
令和7年5月7日（水）	辞退届または企画提案書の提出期限
令和7年5月12日（月）	プレゼンテーション、審査（予定）
令和7年5月13日（火）	選定結果の通知（予定）

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）、共同企業体の場合は共同企業体結成届（様式2）、委任状（様式2-2）及び添付書類（共同企業体協定書・合意書等の写し）をあわせて提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を提出すること。

ア 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、締切最終日は午後3時までとする）。

イ 提出期限

(ア) 参加表明書 令和7年4月21日（月）午後3時まで

(イ) 辞 退 届 令和7年5月7日（水）午後3時まで

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

(3) 本実施要領に対する質問

本実施要領に対する質問がある場合は、次により提出すること。

ア 提出方法

電子メール（様式自由）によること。メールのタイトルを「プロポーザルに

に対する質問（事業者名）」とし、担当部署名、担当者名、電話、FAX番号、電子メールアドレスを本文中に記載すること。電子メール送信後、受付の確認のための電話連絡を行うこと。

イ 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班

提出先メールアドレス arts@pref.shizuoka.lg.jp

エ 質問の回答

質問受付後、随時質問者に電子メールで回答するとともに、全ての質問と回答（質問者名は非公表）を8(2)の参加表明書提出者全員に電子メールで送信する（企画提案書の提出期限まで適宜送信）。

(4) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は別紙2のとおりとすること。
- b 企画提案書は、A4判で作成のこと。

(イ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(ウ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案書提出者の負担とする。

(5) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式4）、業務実績表（様式4-2）、実施体制（様式4-3）、業務担当者（様式4-4）、企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）、会社概要（パンフレット可。共同企業体の場合は、全ての構成員の会社概要）

(ア) 業務実績表作成上の注意

平成25年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した文化施設（博物館、美術館等社会教育施設をいう。以下同じ。）の運営にあつて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」（平成11年法律第117号）に基づくPFIによる事業手法（コンセッション方式）に係る事業者公募条件の設定やPFI法に基づく諸手続、必要な書類の作成等の支援をを目的とした業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

(イ) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(ウ) その他提出書類作成上の注意

別紙2及び各様式を確認して記載すること。

イ 提出部数

- ・企画提案書の提出書（様式4）、見積書、会社概要 各1部
- ・業務実績表（様式4-2）、実施体制（様式4-3）、業務担当者（様式4-4）、企画提案書 各6部
- ・全ての提出書類はホチキス止めしないこと（会社概要のパンフレットを除く）。

ウ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、締切最終日は午後3時までとする）。

エ 提出期限

令和7年5月7日（水）午後3時まで（必着）

オ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

9 審査

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和7年5月12日（月）午後（予定）

イ 実施場所

静岡県庁内会議室

ウ その他

- (ア) 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は40分程度（説明20分以内、質疑20分程度）とする。詳細な時間については別途通知する。
- (イ) プレゼンテーション出席者は1提案当たり3名以内とし、業務担当者となる予定の者が出席することが望ましい。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、県が実施する抽選によるものとする。
- (エ) プレゼンテーションは非公開で行うものとする。
- (オ) 機器、器材を持ち込み使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。
- (カ) 企画提案書提出者が5者以上の場合は、プレゼンテーション実施者を選定する1次審査を実施する場合がある。その場合の審査は、別紙3の評価基準の1～3の項目について、選定委員会事務局が実施し、結果を5月9日（金）までに通知する。

(2) 審査

静岡県新文化施設運営準備業務委託先選定委員会の委員が審査する。

10 契約予定者の特定方法

- (1) 提出された企画提案書を別紙3の評価基準で評価し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。
- (2) (1)において、評価点が最も高い者が2者以上あるときは、そのうち、評価点がより高い評価委員が最も多い1者を契約予定者として特定する。
- (3) (2)において、評価点がより高い評価委員が最も多い者が同数存在する場合は、そのうち、評価委員長の評価点が高い1者を契約予定者として特定する。
- (4) 企画提案書提出者が1者の時は、評価点の合計点が満点の6割に満たない場合、

契約予定者として特定しない。

11 選定結果の伝達方法

- (1) 選定結果は、全ての企画提案書提出者に文書により通知する。
- (2) 企画提案書提出者のうち、契約予定者として特定されなかった者は、文書による通知の翌日から7日以内（土日祝日含まず）に、書面（様式自由）により、14問合先に電子メールで、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から7日以内に、書面（電子メール）により回答する。

12 支払条件

本業務は複数年度にわたる業務委託のため、令和7年度及び令和8年度の各年度における支払予定額は次のとおりとする。

- (1) 令和7年度支払予定額
26,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 令和8年度支払予定額
24,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

13 その他

- (1) 本業務委託の受託者（共同企業体の場合は全ての構成員）、又は本業務委託の再委託を受ける者が、本業務に係る今後の事業者選定等プロセスにおける応募者となることを妨げない。
- (2) 企画提案へは、複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加は認めない。また、企画提案は参加表明書提出1者につき1案とする。
- (3) 企画提案等は、本業務の目的に沿うように留意すること。
- (4) 委託先候補者特定後、特定された企画提案の内容をもとに、委託者と協議の上、契約限度額の範囲内で実施内容を決定し、契約を締結する。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に属する。ただし、県が本業務委託の報告公表等のために必要な場合、提出書類内容が無償で利用できるものとする。
- (6) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (7) 提出された応募書類は返却しない。
- (8) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規程に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙4）
イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙5）の写し

14 問合先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階
電 話：054-221-3271 F A X：054-221-2827
E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp